

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
2	2	2	賦課費	180

部局名	市民部
課名	税務課

I：事業概要

施策事業名	市税賦課
事業目的	行政サービスを提供するために必要な財源として、歳入のおよそ1/2を占める市税について、公平かつ適正な賦課を行い、安定した財源の確保を図る。
事業内容	<p>●事業内容</p> <p>地方税法、犬山市税条例等に規定された市税に係る賦課業務</p> <p>○市民税賦課(20,526千円)</p> <p>給与、年金支払報告書や確定申告等に基づき税額を算定し、納税通知書を発送</p> <p>○固定資産税賦課(16,073千円)</p> <p>登記物件(土地、家屋)の税通による異動や現地調査、償却資産の申告等により税額を算定し、納税通知書を発送</p> <p>また、相続人が不在の土地・家屋について、名古屋家庭裁判所一宮支部に相続財産管理人選任の申し立てを実施</p> <p>○軽自動車税賦課及びその他庶務経費(4,788千円)</p> <p>市内を定置場とする軽自動車等所有者に対し、軽自動車協会からの異動報告書を基に車両の登録を行い、税額を算定し、納税通知書を発送</p>
事業の成果・効果	市民税、固定資産税、軽自動車税を始めとする市税にかかる賦課業務について、適正な課税客体の把握と公平かつ公正な課税を実施した。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

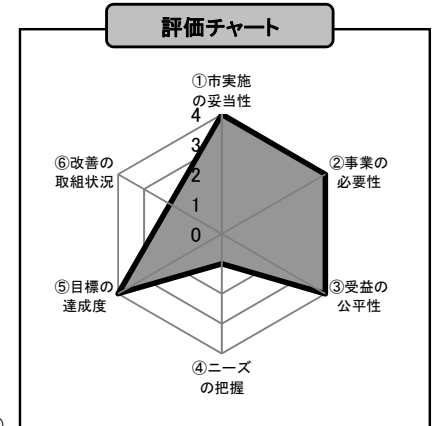
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
市税賦課	36,444	3,993	32,451	89%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	36,444	3,993	32,451	89%	2	2	2

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		30,284	36,444	43,380
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	4,195	3,993	1
	一般財源	26,089	32,451	43,379
一般財源の割合	86%	89%	100%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方税法、市税条例に基づき実施する事業である。
②事業の必要性	4	市予算の根幹の一つとなる市税は、市民サービスを提供するうえで、貴重な財源であり必要な事業である。
③受益の公平性	4	算定により賦課された市税収入を基に市民サービスの提供を実施する点においては、多数の市民が恩恵を受ける事業である。
④ニーズの把握	1	賦課業務であり、納税義務者のニーズを把握して行う事業ではない。
⑤目標の達成度	4	市民税、固定資産税、軽自動車税共に適正な課税客体の把握に努め、滞りなく賦課(納税通知書の発送)をすることができた。
⑥改善の取組状況	2	公平かつ適正な課税を行うため、近隣市町の例を参考に業務の点検、検証等を随時進めている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	外国人対応がスムーズに行えるよう申請書、手続きの案内など6か国語で翻訳を行った。また、確定申告会場における案内方法及び人員配置の見直しを行い、混雑の緩和を図った。
令和元年度に見直しを実施している事項	引き続き外国人に対する案内文書等の翻訳をすすめ、公平かつ適正な課税が行われるよう検討していく。
今後見直しを検討する事項	公平かつ適正な課税を行うための手法について検討を進める。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
ヒューマンエラーをなくすため、システムの再構築を行う。	なるべく職員が関わらないよう、システム改修の要望をし、自動的に対応できるようにする。将来的な改修が見込めない場合は、運用方法を見直すことで対応を考えていく。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
2	2	2	賦課費	180

部局名	市民部
課名	税務課

I：事業概要

施策事業名	固定資産評価替
事業目的	固定資産評価替（次回令和3年度）に向け、固定資産の評価について計画的かつ効率的に評価見直しのための各種業務を実施することにより、公平かつ適正な賦課業務に繋げることを目的とする。 ※評価替えは3年に1度
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>国が定める固定資産評価基準に基づき、3年間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直す作業として、次回評価替年度である令和3年度に向け、平成30年度から3か年かけて各業務を実施するもの。</li> <li>○第1年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>標準宅地の検討及び選定</li> <li>用途地区及び状況類似地区の検討</li> <li>路線価敷設道路の状況確認等</li> </ul> </li> <li>○第2年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>標準宅地の鑑定評価の補助</li> <li>路線価への時点修正率の適用、路線価仮評価等</li> </ul> </li> <li>○第3年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>路線価の決定</li> <li>路線価の下方修正等時点修正率の適用</li> <li>公開用路線価図の作成</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の成果                     <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度評価替えに向け、令和元年度に実施予定の標準宅地鑑定評価の基礎資料の作成や市内路線の状況を整理することができた。</li> </ul> </li> <li>●事業の効果                     <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度評価替えに向けて、前年度から次年度への円滑な事業継承ができています。</li> </ul> </li> </ul>

II：個別事業内訳

(単位：千円)

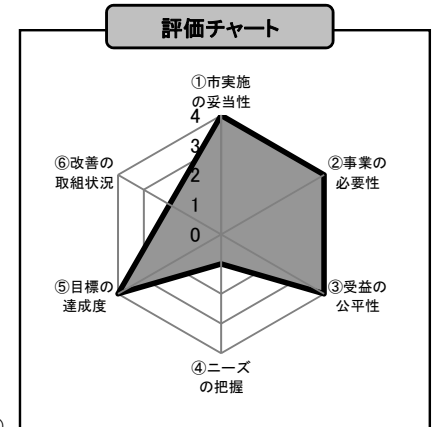
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
固定資産評価替	9,002	0	9,002	100%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,002	0	9,002	100%	2	2	2

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		9,387	9,002	27,707
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	9,387	9,002	27,707
一般財源の割合	100%	100%	100%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方税法、市税条例に基づき実施する事業である。
②事業の必要性	4	市予算の根幹の一つとなる市税は、市民サービスを提供するうえで、貴重な財源であり必要な事業である。
③受益の公平性	4	算定により賦課された市税収入を基に市民サービスの提供を実施する点においては、多数の市民が恩恵を受ける事業である。
④ニーズの把握	1	賦課業務であり、納税義務者のニーズを把握して行うものではない。
⑤目標の達成度	4	固定資産評価支援委託業務の債務負担契約を締結し、初年度事業内容についてすべて完了している。
⑥改善の取組状況	2	公平かつ適正な課税を行うため、固定資産評価基準を遵守するとともに、適正な評価であるか近隣市町と情報交換を行い、検証を随時進めていく。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC→A)

平成30年度に見直しを実施した事項	単年度契約から3年間の長期契約に変更して締結
令和元年度に見直しを実施している事項	特に大きな見直し事項は無し
今後見直しを検討する事項	家屋評価に関する事務取扱要領、償却資産の事務取扱指針の検討

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
固定資産税は土地だけではなく、家屋及び償却があるため、全ての部門において公平かつ適正な課税が求められる。	事務取扱要領等、課税の在り方を説明できる根拠やわかり易い資料を順次整備していく。